

2005年11月17日

藤 沢 市 長
山 本 捷 雄 様

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

会 長 猿 田 勝 美



ごみ処理有料化の導入について（答申）

藤沢市廃棄物減量等推進審議会は、2004年11月10日に藤沢市長より「ごみ処理有料化の導入」について諮問を受け、審議を重ねてまいりましたが、この度、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申いたします。

ごみ処理有料化の導入について

答 申 書

平成 1 7 年 1 1 月

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
1 ごみ減量・資源化の現状と課題	2
(1) 藤沢市における一般廃棄物処理における現状と課題	2
清掃事業の概要及び減量・資源化施策	2
ごみ排出量及びごみ処理経費の推移	3
ごみ集積所及び事業系ごみに係る課題	3
2 ごみ処理有料化について	4
(1) 発生抑制及び減量・資源化の促進	4
(2) 公平性の確保	4
(3) 家庭系ごみと事業系ごみの区分について	4
3 ごみ処理有料化にあたっての留意事項	5
(1) 有料化対象廃棄物（家庭系・事業系）について	5
(2) 有料化対象廃棄物の収集方法（戸別収集）について	5
(3) 有料化に係る手数料の設定方法（減免措置を含む）について	5
(4) 手数料の運用策について	6
(5) 有料化と併せて取り組むべき施策について	6
(6) 有料化と併せて、市民、事業者、行政が留意すべきことについて	6
4 まとめ	8
資料編	
資料 - 1 審議会委員名簿	10
資料 - 2 ごみ処理有料化に係る審議会の開催経過	11
資料 - 3 「ごみ有料化の導入について」諮問書の写し	12
表1 これまでの主な減量・資源化施策	14
図1 資源回収量	15
図2 目標値との比較	16
図3、4 ごみ排出量及び組成分析値	17
図5 一般会計に占める清掃費の推移	18
図6 清掃費に占める人件費の推移	19
図7 有料化実施自治体ごみ量推移	20

はじめに

藤沢市廃棄物減量等推進審議会は、去る2004年（平成16年）11月10日に藤沢市長から『ごみ有料化の導入について』という諮問を受けた。

このごみ処理有料化については、すでに東京都三多摩地区をはじめ全国各地で導入がなされており、実施前と実施後の収集量比較においては、廃棄物の減少と資源物の増加が確認されているところである。

さて、藤沢市では昭和53年2月からスタートした資源物の回収をはじめ、これまで多くの減量・資源化施策が実施されてきたが、ここで「ごみ処理有料化」を審議するに際しては、これまで実施してきた施策を再評価すると共に、なお一層の減量・資源化を図るための方向性を検討し、その方向のなかで実施すべき今後の施策について議論を重ねてきた。

我が国は、高度成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を経験し、環境保全や廃棄物処理への関心が高まり、行政においては各種リサイクル法の制定など法整備が行われるとともに、地球温暖化防止のため京都議定書を批准するなどの取り組みがなされ、また、産業界においても、環境にやさしいいわゆる「エコ商品」が開発され、消費者に支持されつつあるが、より一層の普及拡大が求められている状況である。

これらの状況の中で、藤沢市においても、今後更なる減量・資源化を進め、廃棄物処理に係る環境負荷の低減と高度化した廃棄物処理施設の効率的な運用・延命を図るためには、まず廃棄物の発生抑制の強化を図るとともに、これに併せて減量・資源化施策を継続して実施することが重要であると考えたものである。

当審議会では、これらの基本的な観点に立ち、市民アンケート結果及びパブリックコメントに寄せられた意見等を参考としながら「ごみ処理有料化の導入について」審議を重ね、その結果を市長に答申するものである。

1 ごみ減量・資源化の現状と課題

(1) 藤沢市における一般廃棄物処理における現状と課題

清掃事業の概要及び減量・資源化施策

藤沢市におけるごみ処理は、町村合併による市街地の拡大、人口増、生活水準の向上に伴いごみの排出量が増加し、昭和39年度に従来の各戸収集から集積所による定日収集に改められた。その後、高度経済成長に伴う消費生活の多様化、びん、缶類、家電製品類が増加し、ごみは量的な増大ばかりではなく、質的に大きく変化した。

そのため、石名坂焼却施設の増設や最終処分場を新たに設置したが、ごみの適正処理や処分の見通しが困難となってきたことにより、昭和52年4月に「藤沢市ごみ減量推進本部」を設置し、減量・資源化施策の検討を重ねた。

その結果、従来の普通ごみ、粗大ごみに加え、量的にも多く、分別も容易にできるびん、缶類、金属類、布類、紙類を、別に資源ごみとして位置付け、市の指導、啓発のもとに定められた日、場所、容器に市民が分別して持ち出し、廃品回収業者が収集するという方式に改善された。

この方式は、市民、行政、回収業者が一体となった「藤沢方式」として、全国からも注目されることになり、普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（現在の資源物）の3分別収集体制とし、減量・資源化へ弾みをつけた。

また、ごみ処理施設もより適正な処理能力を確保するため、昭和56年度から石名坂焼却施設の建て替え工事に着手し、昭和59年度から稼働を開始した。また、昭和47年度に竣工した北部環境事業所の焼却施設については、平成14年度から平成15年度にかけて2号焼却炉の改修を行い、平成16年度からは平成19年度稼働を目指して1号焼却炉の更新を実施しているところである。さらに、最終処分場についても谷根最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場、女坂最終処分場等の建設を行い、現在に至っている。

一方、増え続けるごみを施設の能力強化によって対応するだけでなく、ごみを発生抑制するという観点から、平成3年度から生ごみの減量対策として、コンポスト容器の購入助成制度を開始し、さらに平成10年度から家庭用電動生ごみ処理機の購入補助を行い減量化に資している。

また、平成4年度から排出抑制や最終処分場の延命を目的として、大型ごみのクール制収集による有料化を実施し、併せて3分別収集から可燃ごみ、資源ごみ、大型ごみ、不燃ごみの4分別収集へと変更し、現在の原型となっている。その後、容器包装リサイクル法の規定によるペットボトル、プラスチック製容器包装の分別・資源化（資料編：表1参照）が実施されてきた。

これらの施策から資源物の回収量（資料編：図1、図2参照）は、着実に増加し、一定の成果を上げてきているが、藤沢市環境基本計画における減量・資源化目標を達成していかなければならない。一方、新たな最終処分場の建設は非常に困難な状況にある。

また、地球温暖化防止のため、京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減に寄与することからも、更なる減量・資源化を推進することが重要と認識する必要がある。

ごみ排出量及びごみ処理経費の推移

人口は一定の割合で増えているが、総ごみ量については、平成8年度から平成11年度まで減少したが、平成12年度からは漸増に転じ、その後は、ほぼ横這いの状況にある。(資料編：図3参照)

また、ごみの組成分析の結果、可燃ごみに約22%、不燃ごみに約14%の資源物が含まれている状況である。(資料編：図4参照)

したがって、今後、これらに含まれている資源物の分別を推進していくことが重要と考えられる。

ごみ処理経費の一般会計に占める清掃費の推移(資料編：図5参照)は、概ね5%から7%の間で推移しているが、平成13年度以降は、焼却施設の老朽化により整備費が増加したもので、特に、平成14年度～平成15年度は北部環境事業所の2号焼却炉の集塵設備の更新を実施したことによるものと認められる。

また、清掃費に占める人件費の推移(資料編：図6参照)においては、清掃費が増加しても人件費は減少するという実態となっている。これは、プラスチック製容器包装等、容器包装リサイクル法施行に係る新規事業を展開する一方、人件費については、退職者の不補充や民間委託の拡大により抑制していることによると認められる。

ごみ集積所及び事業系ごみに係る課題

現在、ごみ収集はごみ集積所方式により実施されているが、この方式には次の課題がある。

- ・排出者を特定しづらく、不適正排出者に対する指導が困難なこと。
- ・排出されたごみがカラス等によって散乱されること。
- ・女性の社会進出や高齢化等により、ごみ集積所の清掃等の維持管理に携わる住民間に不公平感が顕著となっていること。
- ・ごみ集積所に排出される廃棄物によって交通への支障を引き起こすことや町の景観を損なうこと。
- ・本来、自己処理を原則とすべき事業系一般廃棄物の一部について、家庭系廃棄物と混在し、併せて収集処分される実態があること。

以上のことから、ごみ集積所に関する課題は、近年増加の一途を辿っており、ごみ集積所方式による運営そのものが困難となっている地域もあり、早急な解決が望まれる。

2 ごみ処理有料化について

(1) 発生抑制及び減量・資源化の促進

平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が施行され、形成すべき循環型社会、すなわち廃棄物等の発生抑制及び循環資源の利用促進がなされることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会という姿が明確に提示された。

藤沢市では、これら循環型社会の形成に向けて、発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生利用(リサイクル・Recycle)の3Rを実現する方策として、減量・資源化施策が進められてきたことは、前述のとおりであるが、さらなる3Rの推進のために、これまで以上の取り組みが必要である。

この取り組みの一方策として、すでに東京都三多摩地区の自治体で実施されている「ごみ処理有料化」が挙げられる。

「ごみ処理有料化」の最大の効果として、ごみの排出に費用を要することによって、ごみの排出量を極力少なくしようとするインセンティブが働くことで発生抑制に繋がり、さらに排出する場合の分別が徹底され、減量・資源化が図られるものと考えられる。

前述の先行自治体においては、有料化実施前後の収集量比較において、廃棄物の減少と資源物が増加したとの結果も出ている。(資料編：図7参照)

これらから、ごみ処理有料化は、発生抑制及び減量・資源化の促進に有効な手段と期待される。

(2) 公平性の確保

現在、ごみの排出には分別によって減量に努力する市民も全く努力しない市民もごみ処理に対する負担は変わらない。これは、減量に努力をし、ごみ処理経費の軽減に寄与した市民とそうでない市民との間に不公平感を生じさせるものとする。

ごみ処理やごみの排出量に応じた費用の一部を市民に求めることは、「ごみ有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査」でもごみの排出抑制に寄与することが明らかであることから、市民のごみ処理経費の負担に対する公平性を確保し、ごみの減量行動に繋がるものと期待される。

(3) 家庭系ごみと事業系ごみの区分について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に地方公共団体及び事業者の責務が規定され、市町村については、その責務として、その区域内における一般廃棄物を収集、運搬、処分しなければならないとされている。

また、事業者については、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するべく規定されている。

しかしながら、藤沢市の現行制度では、1-(1)- で述べたような課題があり、排出者としての責任が明確になされていない。

前述の公平性の確保という観点からも、家庭系ごみと事業系ごみの排出者責任を

明確にし、事業者にもごみ処理に係る適切な負担を求めていくことは、市民のごみ処理経費の負担に対する公平性を確保し、ごみの減量行動に繋がるものと期待される。

3 ごみ処理有料化にあたっての留意事項

(1) 有料化対象廃棄物（家庭系・事業系）について

家庭系ごみのうち、有料化の対象とすべき廃棄物は、発生抑制、再使用、再生利用の観点から、現在でも一定の資源物が含まれている可燃ごみ、不燃ごみとすることが適当と考える。ただし、資源物については、分別の徹底、再使用・再生利用を進めるうえで、従来どおり無料とすることが適当と考える。

また、藤沢市が行ってきた生け垣推進等の緑化政策や地域環境保全のためボランティア清掃等によって排出された廃棄物については、現行施策との整合性を図ることからも有料化の対象外とすることが適当と考える。

事業系ごみについては、2 - (3)でも述べたが、事業者は自己の責任において、廃棄物を適正に処理する責務がある。

なお、事業所・企業統計調査結果から、市内には住居併用の小規模事業所等が数多く存在することが明らかである。

これらの小規模事業所等から排出される廃棄物については、少量であると想定されること等から、一定量に限定し、市が収集する方向で検討する必要があると思われる。

(2) 有料化対象廃棄物の収集方法（戸別収集）について

ごみ集積所に係る課題は1 - (1) - で述べた。

ごみ処理有料化を実施した場合、集積所による収集方式では排出者が特定できないため、さらなる不適正排出等が想定され、ごみ集積所に係る課題が一層大きくなることが予想される。

したがって、ごみ処理有料化による減量・資源化の実効性を確保し、排出者責任を明確にするためには、各家庭・事業所ごとに収集する戸別収集への変更が必要と考える。

戸別収集を行うことによって、集積所に関するカラス等の被害、交通への支障や清掃等の維持管理に係る課題が解決され、地域の環境の保全が図られるものと考えられる。

しかし、戸別収集では狭隘道路や交通渋滞等も想定されるため、道路事情や収集区域の設定に十分配慮する必要があり、併せて集合住宅の戸別収集方法についても、十分市民の理解を得る必要がある。

(3) 有料化に係る手数料の設定方法（減免措置を含む）について

手数料の設定方法の基本として、ごみ処理に係る公平性を確保することのできる方法を採用入れることが適当と考える。

手数料の設定方法としては、一般的に

排出量に比例し、手数料がかかる均一従量制

一定量以下の排出量を無料とし、一定量を超えた段階で手数料がかかる一定量以下無料制

一定量以下の排出量と一定量を超えた段階の手数料が異なる累進従量制

がある。また、廃棄物の排出量の確認方法として

廃棄物の排出量を指定袋に換算する方法

廃棄物の排出量を従量で測定する方法

があるが、当審議会としては市民が理解しやすく、排出量に応じた公平性が確保され、運用面においても現実的な指定袋による均一従量制が最も望ましいと考える。

さらに、指定袋による場合は、減量に繋がるよう複数種類の容量の異なるもの、且つ、市民が購入しやすいシステムづくりを検討する必要がある。

また、手数料額の設定にあたっては、家庭ごみ有料化アンケート調査や家庭ごみ有料化の導入に関するパブリックコメントの意見に配慮し、有料化実施後の排出量のリバウンド現象や市民生活に過度の負担を生じないよう多角的な観点から料金設定を検討しなければならない。

なお、ごみ処理有料化による手数料が設定された場合でも、少子高齢化対策をはじめとする福祉諸施策との整合性に配慮し、おむつの排出を無料にすることや生活に困窮している世帯のごみ排出等について、手数料の減免を検討する必要がある。

(4) 手数料の運用策について

ごみ処理有料化に伴う手数料収入については、廃棄物の収集、運搬、処理に係る費用の一部を市民に負担していただくものであり、手数料の運用については、清掃関連の費用及び減量・資源化、啓発事業、また、ごみ減量・リサイクル推進を目的とした「ごみ減量基金」へ積立するなど、清掃関連事業に特定して運用されることが望ましい。

手数料の運用にあたっては、ごみ処理経費の現状やごみ処理経費全体の内訳等についても、市民に公開していくことがごみ処理有料化に対しての説明責任を果たすことにもなる。

(5) 有料化と併せて取り組むべき施策について

ごみ処理有料化の最大の目的は、発生抑制、減量・資源化であるが、有料化が実施された場合においても、有料化のみによってこれらの目的が完結されるものではなく、今まで培ってきた減量・資源化施策、また、市民啓発事業等もさらに充実し、実施する必要がある。

また、新たな資源物の追加検討や、ごみの発生抑制を促進するためにコンポスト容器や家庭用電動生ごみ処理機のさらなる普及施策の検討を行うなど、有料化と併せて総合的に取り組むことが重要である。

(6) 有料化と併せて、市民、事業者、行政が留意すべきことについて

[市民が留意すべきこと]

市民は、地域の環境保全のために、ごみになる物が増えないような消費生活を行い、自ら排出するごみについて適切な分別やコンポスト容器や家庭用電動生ごみ処理機等の使用による減量・資源化に努める必要がある。

[事業者が留意すべきこと]

事業者は生産段階、流通段階、小売り段階でごみになりにくい製品等の開発、レジ袋の無償配布や過剰包装などの抑制に努めることが重要である。

また、消費者のニーズに応じて、食品の量り売り等を積極的に推進し、食品トレイ等の資源物については店頭回収を行うシステムづくりを行うなど、発生抑制・減量・資源化に努めることが重要と考える。併せて、生産者として製品の製造・流通時だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで責任を負う拡大生産者責任を明確にし、商品等が廃棄された場合、商品のリサイクルや処分費用は生産者が負担することも検討される必要がある。

[行政が留意すべきこと]

ごみ処理有料化は、市民生活に負担を生じさせるものであることから、有料化の実施に際しては、市民の有料化に対する意見を十分聴取し、市民との合意形成を図りながら推進していく必要がある。

また、ごみ処理有料化の導入に係るコストの増加については、業務の効率化、省力化等経費節減に努め、最小限度の費用をもって実施しなければならない。併せて有料化による減量効果等を市民に公表し、継続的な発生抑制、減量・資源化について、啓発することが肝要である。

一方、ごみ処理有料化の実施に伴い、新たな不法投棄、不適正排出及び野焼き等が発生することを市民は最も懸念しており、それに対するモラル向上をはじめ対策を強化することが重要である。

いずれにしても、ごみ処理有料化を導入する場合には、市民の理解を得ることが最も重要であるので、経費負担や実施時期等を含め、市民との合意形成を図ることを重ねて要望するものである。

4 まとめ

当審議会は、藤沢市長からの諮問に基づき、「ごみ処理有料化の導入について」以上のとおり答申を取りまとめた。

答申に至るまでには、本年6月に藤沢市が実施した「ごみ有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査」を踏まえ、審議会として「市民意見公募（パブリックコメント）」を実施することにより、最大限、市民の意見を聴取することに努め、検討を進めてきたが、新たな施策に関する市民の反応としては、反対意見も含めて様々な意見があったことも事実である。

しかしながら、藤沢市の新たな最終処分場に係る立地の困難性及び現存する最終処分場の残余年数や環境負荷、環境保全、より良い環境の創造を考慮した場合、更なる発生抑制、減量・資源化を促進することは時代の要請であるとの認識にいたり、ここに、先に述べた審議会の考え方を尊重し推進されることを前提に、「ごみ処理有料化」の導入はやむを得ないとの結論に達したものである。

今後、ごみ処理有料化の導入にあたっては、この答申をもとに現在の業務を十分精査し、且つ、多くの市民や市議会では幅広い論議を経て行われるべきものと考ええる。

併せて、市民、事業者、行政が果たすべき責務を再認識し、相互の連携を図りながら、ごみの減量・資源化を推進し、次世代に向け、藤沢市のより良い環境を創造していくことを要望するものである。

資料編

資料 - 1 審議会委員名簿

委員は50音順

職名	委員名	選出団体
会長	猿田 勝美	学識経験者
副会長	府川 セツ	藤沢市生活環境連絡協議会
委員	猪狩 庸祐	学識経験者
委員	石井 常雄	学識経験者
委員	泉 繁行	藤沢商工会議所
委員	板垣 力	藤沢市資源回収協同組合
委員	漆原 啓子	市民公募
委員	臼井 嘉充	藤沢市生活環境連絡協議会
委員	大津 保男	神奈川県湘南地域県政総合センター
委員	熊沢 昇	(社)藤沢市商店会連合会
委員	佐藤 幸治	市民公募
委員	高野 文夫	市民公募
委員	高橋 ひろ子	藤沢市小学校校長会
委員	瀧澤 邦好	藤沢商工会議所
委員	野口 幸夫	藤沢地区廃棄物対策協議会
委員	福永 英三	神奈川県藤沢保健福祉事務所
委員	保泉 雅子	市民公募
委員	宮戸 光	(社)藤沢青年会議所
委員	横田 勇	学識経験者
委員	吉新 淑子	藤沢市消費者団体連絡会

資料 - 2 ごみ処理有料化に係る審議会の開催経過

年度	回数	開催日及び会場	審議の内容
平成 16 年度	第1回	2004年11月10日(水) 藤沢産業センター第2会議室	・「ごみ処理有料化の導入について」諮問
	第2回	2005年 2月16日(水) 藤沢産業センター第1会議室	・ごみ処理有料化の検討について
	第3回	2005年 3月23日(水) 藤沢産業センター第1会議室	・平成17年度一般廃棄物処理実施計画 について
平 成 17 年 度	第4回	2005年 5月11日(水) 藤沢産業センター第1会議室	・委嘱状交付 会長・副会長の選出 ・ごみ処理有料化の検討について
	第5回	2005年 7月 5日(火) 藤沢市総合防災センター 第1会議室	・ごみ処理有料化の検討について 市民アンケートの結果について パブリックコメントの内容について
		2005年 7月25日(月) ～ 8月23日(火)	・パブリックコメントの実施
	第6回	2005年 9月30日(金) 藤沢産業センター研修室	・パブリックコメントに寄せられた意見 の検討
	第7回	2005年10月12日(水) 藤沢産業センター第1会議室	・パブリックコメントに寄せられた意見 の検討 ・答申案骨子の検討
	第8回	2005年10月28日(金) 藤沢産業センター第1会議室	・答申案骨子の検討
	第9回	2005年11月11日(金) 藤沢産業センター研修室	・答申案の検討
		2005年11月17日(木)	・「ごみ処理有料化の導入について」答申



諮問 第1号
平成16年11月10日

藤沢市廃棄物減量等推進審議会 様

藤沢市長 山本 捷 雄



藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年3月29日条例第38号）第9条の規定により、ごみ有料化の導入について別紙理由書を添えて諮問いたします。

以上

理 由 書

本市では、これまでに循環型社会の形成を目指し、缶・びん等の資源物の回収やペットボトル・プラスチック製容器包装の再商品化など、ごみ減量や再資源化への取り組みを進めて参りました結果、ごみの排出量・処理量は微量ではありますが減少する傾向にあります。

このことを踏まえ、今後はごみの発生そのものを抑制し、持続的なごみ減量が可能な社会を目指していくことが重要であると考えています。

よって、このような社会を実現していくために、市民と事業者、行政の三者による協働的な取り組みを発展させる必要があり、そのための具体的な仕組み作りが不可欠になります。

については、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進を誘導しつつ、市民の費用負担の適正・公平化につながる経済的手段として、ごみの有料化の導入が必要と考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

表 1

これまでの主な減量・資源化施策（平成9年度以降）

平成9年度

- 1, 可燃ごみ、不燃ごみの排出袋を半透明、透明袋に切り替え。
- 2, 飲料用紙パックを資源追加品目とし、拠点収集を資源ステーションでの収集に切り替えた。
- 3, ペットボトルのモデル地区収集を市内の10%の地区で開始。
- 4, 剪定枝葉のチップ化施設を設置し、公共事業から発生する剪定枝葉の資源化開始。

平成10年度

- 1, ごみ処理手数料の見直し。(持ち込みごみを10円/kgから16円/kg)
- 2, ペットボトルのモデル地区収集を市内の20%の地区に拡大。
- 3, 家庭用電動生ごみ処理機の購入補助開始。

平成11年度

- 1, ペットボトルの収集を市内全域に拡大。

平成13年度

- 1, ざつ紙の資源分別回収を開始。
- 2, プラスチック製容器包装のモデル地区収集を市内の20%の地区で開始。
- 3, 「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱」を一部改正し、堆肥型大型生ごみ処理やディスプレイ排水システムの設置を促す行政指導を盛り込んだ。
- 4, 家電リサイクル法開始に伴い、家電4品目を大型ごみから除外。

平成14年度

- 1, プラスチック製容器包装の収集を市内全域に拡大。

平成15年度

- 1, 家電リサイクル法対象外の家電品の資源化を開始。
- 2, パソコンリサイクルシステム開始に伴い、パソコンを大型ごみから除外。

平成16年度

- 1, プラスチック製容器包装の収集を隔週収集から毎週収集に変更。
- 2, オートバイのリサイクルシステム稼働により、オートバイを大型ごみから除外。

図 1

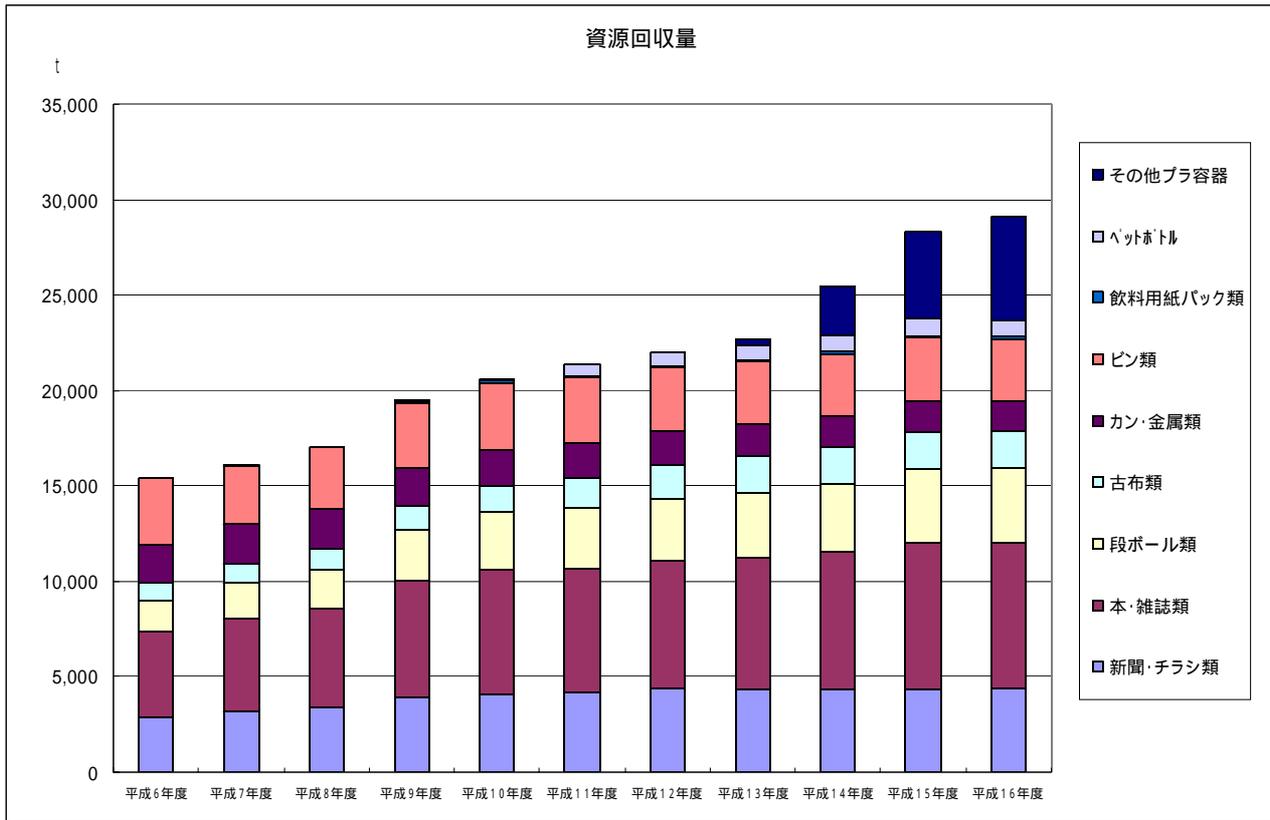


図 2

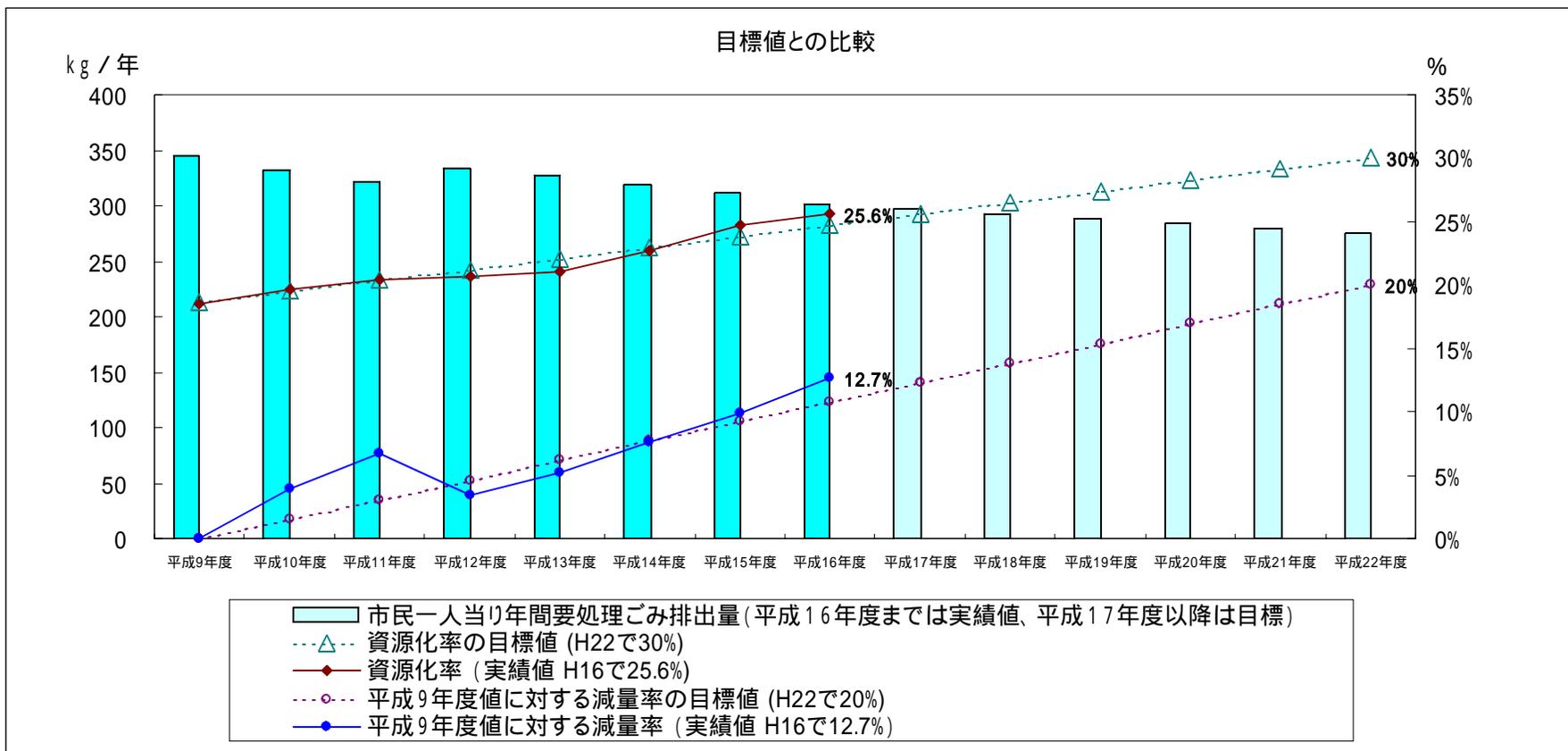


図3

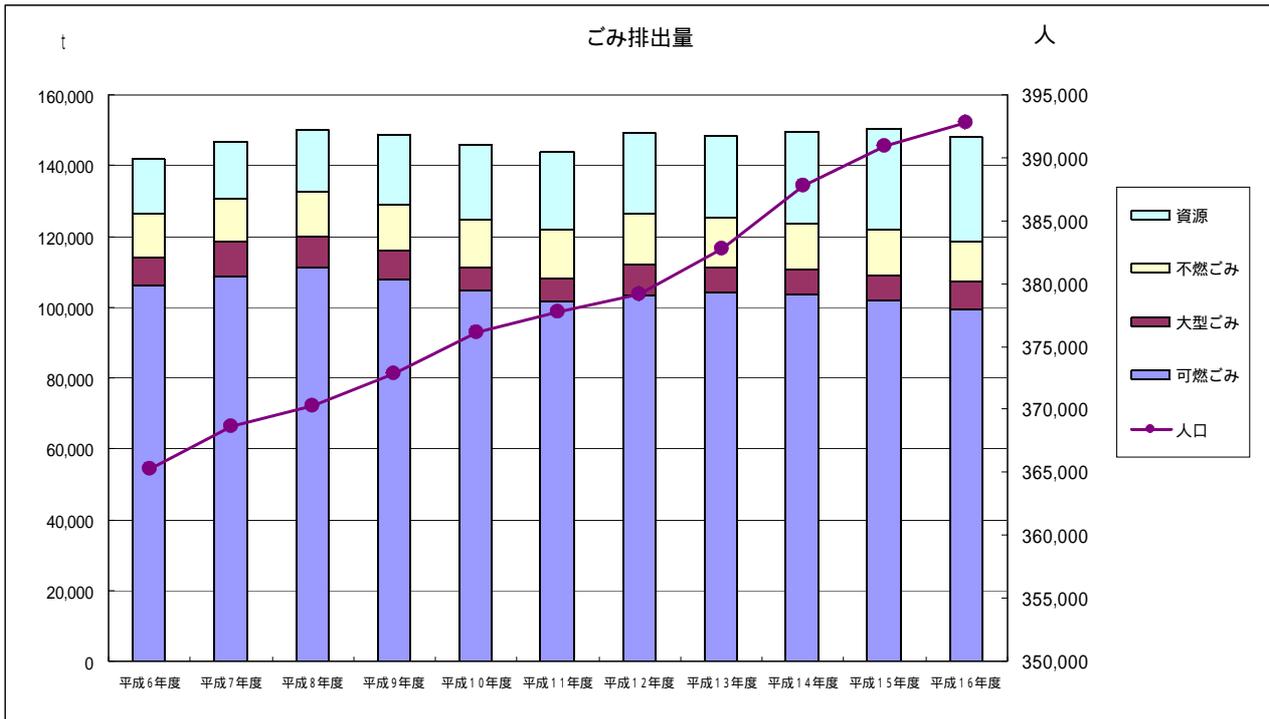


図4

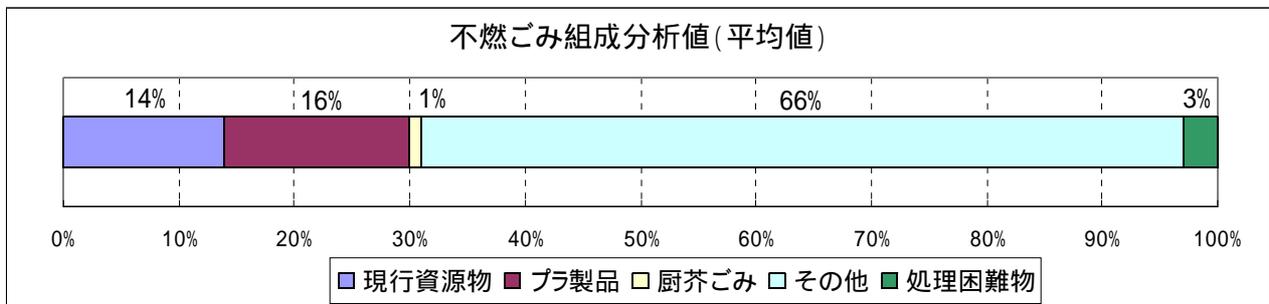
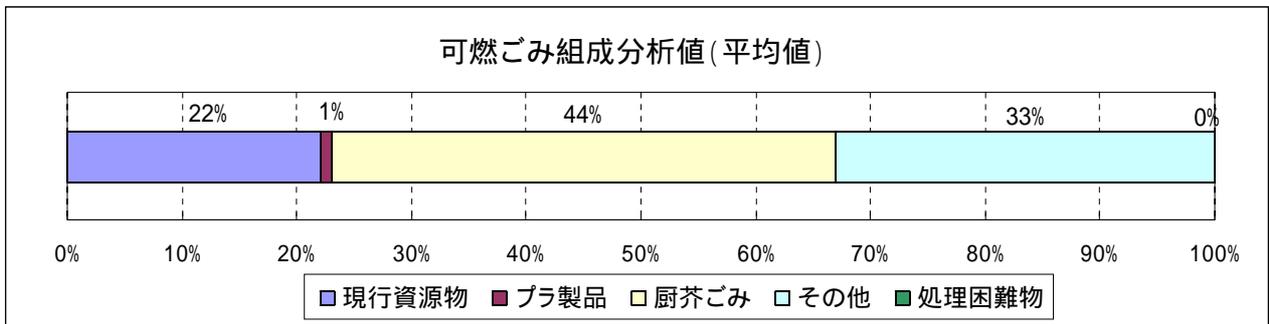


図 5

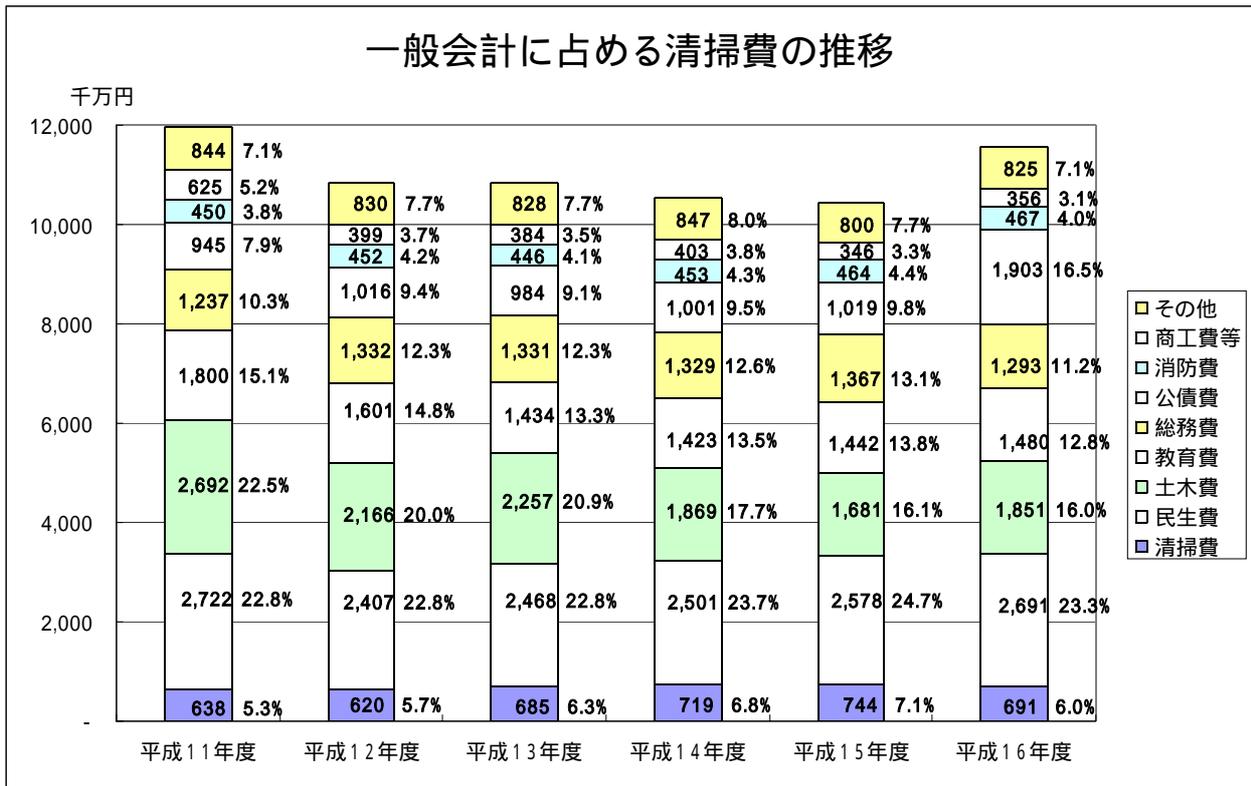
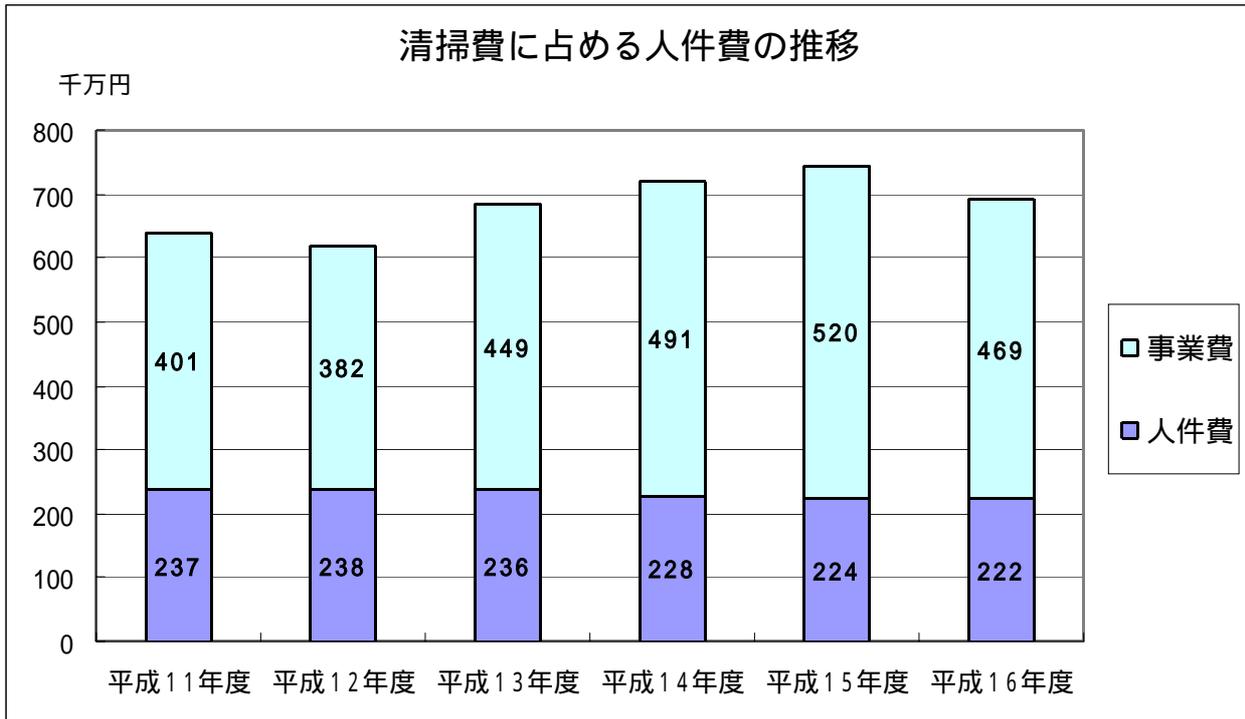


図 6



平成 8 年 1 0 月に策定した「行政改革大綱」に基づき、清掃関連部門においても組織・機構の簡素化・効率化、職員増の抑制・削減を目的として、退職者不補充及び組織の統廃合による職員削減等を実施してきた。

収集部門では、減量・資源化を図るため次のとおり新たな収集を開始した。

平成 1 1 年度：ペットボトルの全市域収集の開始。

平成 1 4 年度：プラスチック製容器包装収集を市内の 2 0 % 地区から全市域収集拡大。

平成 1 6 年度：プラスチック製容器包装の全市域毎週収集を開始。

上記のとおり、収集業務を拡大してきたが、収集職員については、平成 1 3 年度から平成 1 6 年度まで 4 人削減し、人件費の抑制に努めてきた。

なお、平成 1 7 年度においては、さらに 9 人削減している状況である。

図7

有罪化実施自治体ごみ量推移

単位トン

	有罪化実施時期	収集方法	平成10年度			平成11年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
青海市	H10.101 前年対比	戸別収集	26,967	8,003	3,267	20,538	5,341	6,420	22,704	6,260	7,022
						76.2%	66.7%	196.5%	84.2%	78.2%	214.9%
	有罪化実施時期	収集方法	平成11年度			平成12年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
日野市	H12.101 前年対比	戸別収集	40,299	11,088	3,810	32,895	9,429	8,286	23,217	5,694	12,959
						81.6%	85.0%	217.5%	70.6%	60.4%	156.4%
	有罪化実施時期	収集方法	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
昭高市	H14.4.1 前年対比	戸別収集	21,744	2,522	7,104	18,690	1,532	7,492	19,172	1,553	7,521
						86.0%	60.7%	105.5%	88.2%	61.6%	105.9%
	有罪化実施時期	収集方法	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
福生市	H14.4.1 前年対比	戸別収集	14,482	1,995	4,124	12,970	1,635	4,610	13,566	1,799	4,408
						89.6%	82.0%	111.8%	93.7%	90.2%	106.8%
	有罪化実施時期	収集方法	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
東山町	H14.10.1 前年対比	戸別収集	32,072	4,780	11,135	30,426	4,897	11,844	28,570	4,423	12,173
						94.9%	102.4%	106.4%	89.1%	92.5%	109.3%
	有罪化実施時期	収集方法	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
羽村町	H14.10.1 前年対比	戸別収集	13,785	1,631	4,970	13,296	1,519	5,288	13,096	1,391	5,242
						96.5%	93.1%	106.4%	95.0%	85.3%	105.5%

日野市 昭高市は収集ごみのみ

福生市は H11年10月から戸別収集 14年4月から有罪化実施

	有罪化実施時期	収集方法	平成12年度			平成13年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
溝根町	H13.6.1 前年対比	集積所収集	14,511	2,288	3,691	13,669	2,382	3,952	13,909	2,474	3,595
						94.2%	104.1%	107.1%	95.9%	108.1%	97.4%
	有罪化実施時期	収集方法	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	資源
日立市	H14.6.1 前年対比	集積所収集	51,292	0	11,073	42,695	215	11,578	39,865	298	10,582
						83.2%		104.6%	77.7%	138.6%	95.6%

日立市は有罪化実施以前 不燃ごみは粗大ごみと併せて収集していたためデータはなし